

# 入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月26日

鳥取県知事 平井 伸治

## 1 入札に付する事項

### (1) 売払物件

物件の名称	所在地	区分	地目	面積 (㎡)		最低入札価格
(元) 新鳥取警察署美萩野駐在所1	鳥取市美萩野三丁目 292番、293番1	土地	宅地	実測 (公簿)	425.31 (425.31)	11,700,000円
(元) 新鳥取警察署美萩野駐在所2	鳥取市美萩野三丁目 310番	土地	宅地	実測 (公簿)	287.69 (287.69)	8,170,000円

※ 詳細は、入札参加要領及び物件調書のとおり。

### (2) 売払方法

一般競争入札

## 2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) その他知事が不相当と認める者

## 3 契約する者

鳥取県知事 平井 伸治

## 4 入札手続及び契約に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課  
電話 0857-26-7612  
ファクシムル 0857-26-7616

## 5 入札手続等

### (1) 入札参加要領等の交付方法

本件公告の日から開札日の前日までの間に、インターネットの鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/>) から入手すること。

ただし、これにより難い場合は、4の場所において本件公告の日から開札日の前日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

### (2) 入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加要領の3（1）で示す事前提出物を、4の場所に令和4年10月7日（金）正午までに提出（必着）し、入札参加資格の確認を受けること。

イ 代理人により入札を行う場合は、アの提出書類の他、委任状（入札参加要領様式第3号による。）及び受任者の印鑑証明書等を、令和4年10月20日（木）までに提出（必着）し、入札参加資格の確認を受けること。

ウ 入札参加資格確認を受けた者には、(6)の入札保証金について、別途納付書を送付するので、納付書記載の金融機関(コンビニによる納付はできません。)において、原則、入札書の提出に先立って納付すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年10月11日(火)から同月20日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。(持参又は郵便等必着)

イ 開札日時

令和4年10月21日(金)午前10時

ウ 場所

4に同じ。ただし、立ち会いについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため禁止する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、4の場所に令和4年10月20日(木)午後5時必着で送付すること。

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 入札書は、入札参加要領の4に示すところにより記入押印し、密封して持参又は郵送等により提出しなければならない。

また、(6)に掲げる入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した領収証書の写しを併せて提出することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて提出することができない場合にあつては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

ウ 入札書の作成、提出方法の詳細は入札参加要領を参照すること。

(6) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書の提出に先立って納付しなければならない。

なお、落札できなかった場合は、入札参加要領に定めるところにより返還する。

(7) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加要領に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、本件公告又は入札参加要領に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び契約条項

要。別添「公有財産売買契約書(案)」を承知の上、入札すること。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札参加要領による。

## 入札参加要領

令和4年9月26日付けで公告した土地の売払に係る一般競争入札については、本件公告に定めるもののほか、この入札参加要領によるものとする。

### 1 本件公告の概要

#### (1) 売払物件

物件の名称	所在地	区分	地目	面積 (㎡)		最低入札価格
(元) 新鳥取警察署美萩野駐在所1	鳥取市美萩野三丁目 292番、293番1	土地	宅地	実測 (公簿)	425.31 (425.31)	11,700,000円
(元) 新鳥取警察署美萩野駐在所2	鳥取市美萩野三丁目 310番	土地	宅地	実測 (公簿)	287.69 (287.69)	8,170,000円

※ 詳細は、物件調書のとおり。

#### (2) 売払方法 一般競争入札 (入札は、紙入札により行うものとする。)

#### (3) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

令和4年10月11日(火)から同月20日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。(持参又は郵送必着)

##### イ 開札日時

令和4年10月21日(金)午前10時

##### ウ 場所

2に同じ。ただし、立ち会いについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため禁止する。

#### (4) 入札参加資格

本件公告の2のとおり。

#### (5) 用途制限

この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

### 2 入札手続及び契約に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

電話 0857-26-7612

ファクシ 0857-26-7616

### 3 提出書類等

#### (1) 事前提出物

本件入札に参加を希望する者は、次の事前提出物を2の場所に令和4年10月7日（金）までに提出（必着）し、入札参加資格確認を受けること。（エのみ令和4年10月20日（木）までに提出。）

なお、提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出書類	備考
ア 入札参加申込書 (様式第1号)	売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えないので、共有を希望する場合は、共有者全員の連名とすること。
イ 誓約書(様式第2号)	共有の場合は共有者全員のものが必要。
ウ 入札参加資格を証する書面	個人の場合は、本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び住所登録されている市町村長が発行する住民票 法人の場合は法人登記簿。なお、共有の場合は共有者全員のものが必要。
エ 委任状(様式第3号)	代理人により入札を行う場合のみ必要。(令和4年10月20日(木) 必着)
オ 代表者選任届 (様式第5号)	共有の場合のみ必要。(共有の場合は、代表者(共有者を代表して入札の他、購入に関する一切の行為をする者)を選任すること。)
カ 印鑑証明書	代理人により入札を行う場合は、申込者のものの他、代理人のものが必要。また、共有の場合は、共有者全員のものが必要。なお、代理人及び共有の場合も含め、個人の場合で公的な写真付身分証明書の写しを提出し、認印を使用する場合はこの限りでない。

※ 書類作成に当たっての押印は全て実印（個人の場合で印鑑証明書に代えて運転免許証等公的な写真付身分証明書の写しを提出する場合は、認印で可）によること。

#### (2) 入札保証金に係る領収証書

(1) により入札参加資格確認を受けた者には、入札保証金について、別途納付書を送付するので、納付書記載の金融機関（コンビニによる納付はできません。）において、原則、入札書の提出に先立って納付すること。

また、入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した領収証書の写しを提出することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて提出することができない場合にあっては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

(3) 落札できなかった場合にあっては、入札者は、納付した入札保証金の返還を受けるため、様式第7号により入札保証金の口座振替を依頼するものとする。

(4) 共有の場合は、落札後、持分割合を明記した共有合意書（様式第6号）を提出すること。

### 4 入札方法及び入札条件

(1) 入札は、紙入札により行うこととし、入札書は所定の書式（様式第4号）により作成し、3（1）カと確認できる印鑑を押印すること。なお、代理人及び共有の場合も含め、個人の場合で公的な写真付身分証明書の写しを提出し、認印を使用する場合はこの限りでない。

(2) 入札書に記載する金額はアラビア数字とし、住所、氏名を記入押印すること。

(3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し、3（2）の入札保証金の領収証書の写しを添えて、令和4年10月20日（木）午後5時までに2の場所に提出しなければならない。

- (4) 郵送等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律 第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、その理由のいかんにかかわらずいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、本件公告及びこの入札参加要領を熟知の上、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告及び入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札結果については、原則公表するが、特段の事情により公表を希望しない場合は、入札後に申し出ること。

## 5 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (4) 入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札
- (5) 金額を訂正した入札書による入札
- (6) 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札
- (7) 1物件について、2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を2の場所に提出していない入札
- (9) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (10) 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告及びこの入札参加要領に違反した入札

## 6 契約等

### (1) 契約の締結

落札者は、公有財産売買契約書（案）により契約を締結しなければならない。

契約締結は落札者名義で行う。なお共有の場合は、共有者全員の名義で行う。

落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は鳥取県に帰属する。

### (2) 売買代金

鳥取県の発行する納入通知書により、その指定する期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに支払うこと。

### (3) 登記

売買物件の所有権移転登記手続については、売買代金が完納された後、当該所有権移転登記に必要な書類等を鳥取県に提出し、鳥取県は速やかに当該所有権の移転登記を登記所に委嘱するものとする。ただし、当該登記に要する一切の費用は落札者の負担とする。

### (4) 所有権移転及び引渡し

売買物件の所有権は、売買代金を納付したときに落札者に移転する。

売買物件は、所有権が移転したときに、現況のままでの引き渡しとなる。

### (5) 契約不適合

落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足等、契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

### (6) その他

契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（契約の相手方が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、契約の相手方が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 7 その他

天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期又は中止することがある。

この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、会計規則、本件公告及び鳥取県の指示による。

(別添)

公有財産売買契約書（案）

売出人鳥取県（以下「甲」という。）と買受人（落札者の氏名）（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(物件の表示)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

物件の名称	所在地	区分	地目	面積 (㎡)	
(元) 新鳥取警察署美萩野駐在所1	鳥取市美萩野三丁目292番、 293番1	土地	宅地	実測 (公簿)	425.31 (425.31)

(売買代金)

第3条 売買代金は、金（落札金額） 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に売買代金の100分の10以上の額を甲の指定する納付書により収めなければならない。ただし、乙が既に納付している入札保証金は契約保証金の一部に充当するものとする。

- 前項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に返還する。
- 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(代金の支払)

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに甲に支払わなければならない。

- 甲は、乙から請求があったときは、前条の契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項の支払期限までに売買代金を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条第1項に規定する率で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の規定により売買代金を納付したときに乙に移転する。

- 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現況のまま引渡しがあったものとする。

(登記の手続等)

第8条 乙は、前条第1項の規定により所有権が移転したときは、第2条の物件のうち土地について当該所有権移転登記に必要な書類等を甲に提出し、甲は速やかに当該所有権の移転登記を登記所に嘱託するものとする。

- 当該登記に要する一切の費用は乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結のときから売買物件引渡しのおきまでにおいて、当該物件が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足等、契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

(用途制限)

第11条 乙は、売買物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途

2 前項の規定は、乙が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

3 甲は、前2項の規定について、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

4 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

5 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、第11条の用途制限に従わなかったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。



(返還金等)

第13条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結、履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(専属的合意管轄裁判所)

第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

乙 (落札者の住所)

(落札者の氏名)

(別添)

公有財産売買契約書（案）

売出人鳥取県（以下「甲」という。）と買受人（落札者の氏名）（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(物件の表示)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

物件の名称	所在地	区分	地目	面積 (㎡)	
(元) 新鳥取警察署美萩野駐在所2	鳥取市美萩野三丁目310番	土地	宅地	実測 (公簿)	287.69 (287.69)

(売買代金)

第3条 売買代金は、金（落札金額） 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に売買代金の100分の10以上の額を甲の指定する納付書により収めなければならない。ただし、乙が既に納付している入札保証金は契約保証金の一部に充当するものとする。

2 前項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に返還する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(代金の支払)

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙から請求があったときは、前条の契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項の支払期限までに売買代金を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条第1項に規定する率で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の規定により売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現況のまま引渡しがあったものとする。

(登記の手続等)

第8条 乙は、前条第1項の規定により所有権が移転したときは、第2条の物件のうち土地について当該所有権移転登記に必要な書類等を甲に提出し、甲は速やかに当該所有権の移転登記を登記所に嘱託するものとする。

2 当該登記に要する一切の費用は乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結のときから売買物件引渡しの日までにおいて、当該物件が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足等、契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

(用途制限)

第11条 乙は、売買物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途

2 前項の規定は、乙が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

3 甲は、前2項の規定について、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

4 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

5 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、第11条の用途制限に従わなかったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結、履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(専属的合意管轄裁判所)

第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

乙 (落札者の住所)

(落札者の氏名)